

## 四日市市子ども学習支援事業業務委託 プロポーザル企画提案書作成要領

本書は、四日市市子ども学習支援事業業務委託プロポーザル企画提案書の作成要領を取りまとめたものである。

### 1. 企画提案書について

#### (1) 企画提案に必要な書類

ア 提案書（添付様式6を使用すること）

イ 参考見積書

（金額は実施要領に示した見積もり限度額の範囲内。A4サイズで様式は自由とする。）

ウ 企画提案書

下記に掲げる内容について記載すること。

1. 事業者・担当者の概要
①中学生に対する学習支援の実績
②市との連携、危機管理体制
③所属する講師の人数（正社員、臨時社員それぞれの人数） 教育支援員及び統括責任者の担当予定者（当事業での役割・経歴等）
④四日市市周辺の高校等の状況に精通し、進路指導等を行えるか
2. 事業基本方針
①生活保護世帯やそれに類する世帯の子どもの学習に関する現状認識
②参加者のプライバシーへの配慮で留意すること
3. 事業の実施体制
①学習支援事業に従事可能な講師の人数（正社員、臨時社員それぞれの人数）
②学習支援教室の適切な2カ所、必要に応じて追加で開設できる教室
③学習支援の実施方法 (1授業で講師1人が指導する生徒数等、仕様書の記載以外の学習支援の実施方法について記載すること。なお、契約の候補者に決定した場合は、契約書に添付する仕様書に企画提案書の内容を盛り込むことがあるので、提案者が確実に実施できる範囲で記載すること)
④学校との連携において、どのような情報共有を行い、学習支援の充実を図るか
⑤外的要因のため教室による学習支援が困難となった場合の代替の体制（遠隔授業等）

### 2. 提出期限、提出方法等について

#### (1) 提出期限

令和8年2月12日（木）16時必着

(2) 提出方法

一括して、持参又は郵送（簡易書留）とする。  
(郵送の場合は、送付後、電話連絡を行うこと)

(3) 提出部数

9部（正副の区別なし）

(4) 提出先

四日市市役所 健康福祉部保護課  
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号  
電話 059-354-8327  
FAX 059-354-8341  
電子メール hogo@city.yokkaichi.mie.jp

3. その他

- (1) 企画提案書の作成、提出等の応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書は無効とする。
- (3) 提出書類は応募者へ返却しない。提出書類の著作権は応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。
- (4) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、企画提案書に記載した担当予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。